

広東省、イノベーション促進に向け 高度人材の誘致に 40 万円の補助金

広東省政府は、**「創新駆動発展戦略（イノベーションに基づく発展戦略）」の推進のため、「『珠江人材計画』海外専門家来粵短期就労補助計画（試行）」を発表した。高度人材の雇用に補助金を支給することで誘致を促進し、広東省のイノベーション能力の向上につなげるものだ。対象となる専門家はノーベル賞クラスの第一類から先端製造業、現代サービス業などに関する高度人材の第三類までに分類される。申請に基づき、広東省政府から雇用企業に対して最大 40 万円（約 672 万円、1 元＝約 16.8 円）の補助金が支給される。**

ノーベル賞級の人材を誘致

広東省政府は近年、イノベーションに基づく発展戦略である「創新駆動発展戦略」を推進している。中国共産党広東省委員会の機関紙である「南方日報」によれば、広東省政府は同戦略の推進のため「『珠江人材計画』海外専門家来粵短期就労補助計画（試行）」（以下、「補助計画」）を発表した。イノベーション推進に必要な高度人材について、雇用企業に補助金を支給することで、広東省での就業を促進する狙いだ。

対象となる専門家は第一類から第三類まで分類されている。第一類は先進国（地域）の研究者、もしくはノーベル賞などの国際的な賞の受賞者、第二類は海外（香港、台湾、マカオを含む）の有名大学の教授、あるいは有名企業の研究員、高級管理職、第三類は先端製造業、現代サービス業、戦略的新興産業（注 1）関連企業および新型研究開発機関が誘致する緊急性・必要性の高い人材となっている（表 1 参照）。



表 1 「補助計画」における専門家の分類

分類	内容
第一類専門家	先進国（地域）の研究者、もしくはノーベル賞などの国際的な賞の受賞者。
第二類専門家	海外（香港、台湾、マカオを含む）の有名大学の教授、あるいは有名企業の研究員、高級管理職。
第三類専門家	第三類は先端製造業、現代サービス業、戦略的新興産業関連企業および新型研究開発機関などが誘致する緊急性・必要性の高い人材。

（出所）「南方日報」2016 年 4 月 14 日記事

先端水準の知的財産権やコア技術が必要

また、対象となる専門家は、上記に加え国際的な先端水準の知的財産権を有する、産業部分のカギとなるコア技術を持つなどの 9 つの条件のうちいずれかを満たす必要がある（表 2 参照）。

表 2 「補助計画」の専門家が共通で満たす必要のある条件（以下のいずれか）

1	海外で重要な技術イノベーションプロジェクトを担当した経験があり、国際的な先端レベルの知的財産権を有する。
2	産業分野のカギとなるコア技術を持ち、製品の生産工程に関する難問を解決できる。
3	市場価値の高い自主イノベーション製品を有する。
4	産業（業界）の国際、国家標準の制定を主宰・もしくは主導して、成功させた経験がある。
5	先進国における重要な科学研究プロジェクトを主宰した経験がある。
6	最近 5 年間に、当該専門（学科）に関して、国外の重要出版物に、重要な国際的影響力のある学術論文あるいは著作を発表した。
7	国外の重要な科学技術賞を受賞、もしくは特許権を取得した。
8	重要な実験スキルあるいは科学エンジニアリングのコア技術を持つ。
9	従事する学術研究が、広東省における高レベル大学の確立に重要な促進作用を及ぼした。

（出所）表 1 に同じ

条件を満たした専門家を雇用した企業には、分類と就労日数などに基づき補助金が支給される。例えば、第一類専門家では、広東省での就労日数が 30 ～ 60 日間の場合、企業に対し実際に支払った給与に基づき最大 25 万円、61 日以上の場合最大で 40 万円の補助金を支給する（表 3 参照）。

表 3 「補助計画」における補助基準

分類	補助基準
第一類専門家	広東省での就労日数が 30 ～ 60 日間の場合、企業が実際に支払った給与に基づき、最大で 25 万円を補助する。就労日数が 61 日間以上の場合、最大で 40 万円を補助する。
第二類専門家	広東省での就労日数が 30 ～ 60 日間の場合、企業が実際に支払った給与に基づき、最大で 15 万円を補助する。就労日数が 61 日間以上の場合、最大で 20 万円を補助する。
第三類専門家	広東省での就労日数が 30 ～ 60 日間の場合、企業が実際に支払った給与に基づき、最大で 10 万円を補助する。就労日数が 61 日間以上の場合、最大で 15 万円を補助する。
共通	広東省東西北部（注 2）の企業が条件を満たした海外専門家を導入した場合、最大補助金額は上記の標準を 20% 上回る。条件を満たした地級市（注 3）以上の都市は、本計画を参照して適宜補助を提供することができる。

（出所）表 1 に同じ

ポストドクターも国際的に誘致

申請企業は法人もしくは政府系の事業組織である必要があり、個人事業者などは対象外となっている。企業はまず専門家に対する関連費用を立て替え、プロセスに沿って補助金を申請する。広東省政府は申請に基づき審査を行い、ウェブサイトの結果を公表したのち、異議が寄せられなければ前年分について補助金を支給する。

また、広東省政府はあわせて「『珠江人材計画』海外青年人材引進計画」も発表、外国（香港、マカオ、台湾を含む）籍、もしくは留学経験のある中国籍の博士号取得者による研究業務に対し、毎年 50 名程度に最大 60 万円の費用助成を行うとした。35 歳以下、世界大学ランキング 200 位以内（中国内の大学を除く）における博士号取得など、4 つの条件を満たす必要がある。

（注 1）2010 年の第 12 次五カ年計画発表時に公表された、中国政府が重点的発展を目指す産業。省工ネ・環境保護、新世代情報技術、バイオ、ハイエンド設備製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車の 7 分野が対象となる。
（注 2）広東省の東部、西部、北部に位置する 12 市（汕頭、惠州、江門、韶関、河源、梅州、汕尾、陽江、湛江、茂名、清遠、潮州、揭陽、雲浮）。珠江デルタ地域とくらべ経済発展が遅れており、広東省政府にとって格差是正が長年の政策課題となっている。

（注 3）行政単位として、省と県の間位置する市。

【出所】ジェット口通商弘報記事を本誌掲載用に修正。

本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。可能な限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、会員企業サポート室及びジェット口は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。